

皆さんからの投稿でつくる、皆さんのページです

いきいきサロン

投稿をお待ちしています

◆投稿の決まり

【お便り・エッセー】
郵便またはEメールで500字程度

【短歌・俳句・川柳・絵手紙】
短歌・俳句・川柳の場合は、はがきまたはEメールにジャンルを明記

【写真】
簡単な説明と撮影日、場所を明記

▼記入事項
郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

▼宛て先
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3
宮城県社会福祉協議会
「いきいきライフみやぎ」係
Eメール g024@miyagi-sfk.net

▼注意点
原稿はお返ししません。添削することがあります。

二重投稿はご遠慮ください。お便り・エッセーには、年齢を明記。秀逸作品には図書カードを進呈します

2019春号締め切りは
1月31日(木)です

短歌

カタカナ語多き話に戸惑いて
そこより逃げる術を思案す
美里町 渡辺 恒男

行く秋の金木犀の薫り立ち
背にうけながら自転車こぎて
仙台市太白区 芳野 京子

戦事下を生きて味わう九十五
オリンピックを観たいと思う
仙台市泉区 山辺 つよし

凜と咲く雑木林のユリの花
背筋伸ばして華麗な姿
大崎市 古内 かほる

たいへんと言われ介護の日々
なれど相槌を打ち待つ人がいる
登米市 佐々木 康子

ワイパーの蝗動かず風渡る
加美町 板垣 綱紀

浮世絵の女匂へり後の月
仙台市太白区 武藤 正

ほどほどに老いたる足や紅葉狩
仙台市泉区 矢口 瑛香

ハミングに合せ和尚の落葉搔
美里町 後藤 弓

落日のはるか蔵王や初紅葉
白石市 大庭 美智子

川柳

寒風に案山子がひとり風邪ひくな
仙台市青葉区 紙谷 義和

空き缶に名前を付けて蹴った夜
仙台市太白区 真田 義子

善期から好期へ移る高齢者
仙台市若林区 関 和幸

寿命延び健康寿命追いかける
仙台市宮城野区 矢野 力

焼き芋屋音色で知らず冬銀河
美里町 佐々木 弘子



はがきや封書による架空請求に注意!

●消費生活センターを 存じますか?

消費生活センターは、消費者と事業者の間で発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金など消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。相談は無料で、専門の相談員が電話や対面で相談を受け付けています。



●はがきによる架空請求 が増えています!

「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」や「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」など、あたかも公的機関のような名称をかたつた架空請求はがきが届いたという相談が寄せられています。

はがきには「民事訴訟」「給与等の差し押さえ」

不安をあおるのが手口です!!

詐欺です!!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月 日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)



©宮城県・旭プロダクション

公的機関のような名称を使っています!!

●消費生活センターからの アドバイス

・身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。
・はがきに記載されている連絡先に、個人情報情報を漏らさないようにしましょう。
・お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。

●一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう!

請求された内容について不明な点や不安がある場合は、はがきに記載してある「取り下げ等のお問い合わせ窓口」に連絡してください。

「最終告知」など不安をあおる言葉が記載してあり、文末に「必ずご本人さまからご連絡いただきますよう」などと記載されています。

はがきに記載してある「取り下げ等のお問い合わせ窓口」に連絡してきた人をターゲットに、執拗に支払いを強要するのが手口と思われる。最近でははがきではなく、封書による架空請求も見られます。

場合は、はがきに記載されている連絡先に連絡するのではなく、宮城県消費生活センターやお住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。

宮城県消費生活センター TEL022-261-5161

平 日9:00~17:00
土・日曜9:00~16:00
(祝日、振替休日、年末年始を除く。ただし祝日が日曜の場合は相談を受け付けます)

消費者ホットライン 188

(いやや!泣き寝入り)
お住まいの地域の、開いている消費生活相談窓口につながります。